



平成 29 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ナカヨ  
代表者名 代表取締役社長 谷本 佳己  
(コード番号6715 東証 第1部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理統括本部長  
加藤 英明  
(TEL 027-253-1006)

### 平成 30 年 3 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

第 77 期 (平成 30 年 3 月期) 第 1 四半期報告書

#### 2. 延長前の提出期限

平成 29 年 8 月 14 日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 29 年 9 月 14 日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 29 年 8 月 9 日付「当社子会社の不正取引の疑いに関するお知らせ」に記載のとおり、ナカヨ電子サービス株式会社(以下「電子サービス」という)の役員において、かねてより電子サービスと取引のあったA社からの借入申入れの要求に応えるため、A社系列のB社より開発依頼を受け、電子サービスは、その開発をA社へ外注に出す取引形態とし、電子サービスとA社及び電子サービスとB社との契約でA社に対して着手金として支払う契約について社内稟議を経ずに契約を交わし、この契約に基づいて支払をした約 29 百万円が未回収となっております。その後、B社からの着手金の入金予定日に入金されず、再度取り決めた支払日にも入金がなく、A社へ返金を要求するも入金されない状況でございます。つきましては、本件の事実関係の確認、社内規程違反による不正取引の疑いの原因の特定、同種の社内規程違反の恐れの有無の確認および不適切な会計処理の有無の確認等のため、調査委員会を設置し、調査を実施いたします。なお、本件は平成 29 年 8 月 4 日の決算発表後の四半期レビューの段階で、判明いたしました。平成 30 年 3 月期第 1 四半期の決算の確定ができず、会計監査人の四半期レビューを受けられない状況であることから、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限までに四半期報告書を提出することは困難であるとの判断に至り、誠に遺憾ながら提出期限の延長申請を行うことといたしました。なお、調査委員会の設置から帳簿の確認・突合や関係者からの事情聴取、会計的な評価の見直しなど影響額の明確化に係る調査・確認作業に 15 日、報告書類の取りまとめに 8 日、会計監査人による監査に調査委員会の調査結果を受けた後に 14 日を要すると見込まれます。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合は、直ちにお知らせいたします。また、調査委員会を設置し、事実関係と原因の究明を行い、調査結果を基に当社で再発防止策の策定等を行う予定です。

株主、投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引先その他すべてのステークホルダーの皆様にご心配とご迷惑をおかけすることとなりましたことを謹んでお詫び申し上げます。

以 上